

○道路関係諸税の動向

税目		税率等		用途制限等	
※()：課税対象	税率	暫定税率の根拠法	H21年度の取扱い	用途制限	用途制限の根拠法
国 揮発油税 (揮発油)	48,600円/kl (本則税率：24,300円/kl)	租税特別措置法 89	・暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制基本改革の臨に留意	・国の道路財源 ・1/4は臨時交付金	道路財特法 3、5
地方 道路税 (揮発油)	5,200円/kl (本則税率：4,400円/kl)	租税特別措置法 89	・それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準は原則維持	地方の道路財源 [譲与税] (58%：都道府県(政令市)、42%：市町村)	地方道路税法 1 地方道路譲与税法 1、8
石油ガス税 (自動車用石油ガス)	17円50銭/kg ※暫定税率の設定なし	※暫定税率の設定なし	・ただし、自動車重量税・自動車取得税については、納税者の理解、景気及び環境対策の観点から、環境性能に優れた自動車の取得・継続保有に係る負担を3年間免除・軽減	・1/2：国の道路財源 ・1/2：都道府県(政令市)の道路財源 [譲与税] 石油ガス譲与税法 1、7	道路財特法 3
自動車重量税 (乗用車、トラック、軽自動車等)	(例)乗用車 ※0.5t・1年につき ・自家用 6,300円 ・営業用 2,800円 (本則税率：いずれも2,500円)	租税特別措置法 90の11	[例] ・ハイブリッド車：100%免除 ・排ガス、燃費の性能に依りて75%又は50%軽減	・国の道路財源(国分2/3の約8割) ・公害健康被害の補償費用の財源 ・1/3：市町村の道路財源 [譲与税]	・公害健康被害の補償等に関する法律附則 9 ・自動車重量譲与税法 1、7 ※税率の2/3(=国分)の約8割は運用上、道路特定財源とされている(税創設の経緯等から)
地方 自動車取得税 (自動車の取得)	自家用 取得額の5% 営業用及び軽自動車 “3%” (本則税率：いずれも3%)	地方税法附則 32	・市町村が自動車重量税・自動車取得税の減税の影響を大きく受けることを踏まえ、減税の一部を減税補てん特別交付金(仮称)で補てん	・地方の道路財源 (7割：市町村、3割：都道府県・指定市) ※市町村への交付=1/2：道路延長、1/2：道路面積	・地方税法 699、699の33
地方 税 軽油引取税 (軽油の引取り)	32,100円/kl (本則税率：15,000円/kl)	地方税法附則 32の2	※H21～H23まで各年度500億円を市町村に交付	・都道府県(指定市)の道路財源 ※指定都市への交付=税収の90%×指定市内の一般国道及び都道府県道面積の割合	・地方税法 700、700の50

※「H21年度の取扱い」は、平成21年度税制改正大綱(H20.12.12 自民党)、道路特定財源の一般財源化に関する政府・与党合意(H20.12.8)等に基づき記載
 ※道路財特法＝道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
 ※暫定税率の適用期間：平成30年9月31日まで(自動車重量税のみ、平成30年4月30日まで)